

産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会  
「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について（案）」  
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

平成23年2月  
特許庁

産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について（案）」に対して、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間中に資料（案）の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜集約いたしております。  
今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成22年12月15日（水）～平成23年1月13日（月）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省HP及び特許庁HP

(3) 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 3件

内訳（団体1件、個人2件）

以上

**産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会**  
**「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について（案）」**  
**に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方**

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
<b>&lt; I. 活用の促進 &gt;</b>			
I - (1) 登録対抗制度の見直し			
1	通常実施権について、当然対抗制度を導入することに賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
2	当然対抗制度は、公示なき対抗を認める点で民法を前提とした従来の諸制度とは異なる制度であることから、取引の安全を害することのないよう啓蒙活動すべき。	御指摘の点は、十分な周知に努めてまいります。	団体 1
3	現行の通常実施権の登録制度は確実かつ安価であり、実務上の困難性もないところ、当然対抗制度の導入は取引の安全性を害することとなるので、反対。	意匠権のライセンスの実態や、必ずしも意匠権の通常実施権が登録されていない状況から、意匠権の通常実施権者を適切に保護し、企業の事業活動の安定性、継続性を確保するためには、特許制度と同様、意匠権の通常実施権についても当然対抗制度とすることが適切と考えられます。	個人 1
4	意匠権と特許権は独立性が高く、通常実施権の許諾についても意匠権と特許権とを組み合わせないことが多い。	本案に提示させていただきましたとおり、外部機関による調査では意匠権のライセンスを行う場合、関連する特許権と一括したライセンスをすることも少なくないことが示されております。	個人 1
5	具体的な制度設計に係る各論点について、特許と同様の措置を講ずることに賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
6	意匠権の放棄等に係る通常実施権者の承諾を不要とすることによって、通常実施権者が被りうる不利益、これを回避するための契約条項について検討の上、その結果を公表すべき。	意匠法上、意匠権の放棄等に係る通常実施権者の承諾を不要とすることに伴い、通常実施権者が契約上の手当てを行わなかった場合の影響について、十分な周知に努めてまいります。	団体 1
7	意匠権の放棄等に係る通常実施権者等の承諾を不要とすべき。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	個人 1

8	意匠制度における仮通常実施権制度の導入については改めて検討を行うべき。	特許出願に基づく意匠登録出願への出願変更等がなされることによって仮通常実施権者による実施の継続ができなくなるおそれがあります。そこで、仮通常実施権者の実施の継続を確保するために意匠制度において仮通常実施権を導入し、特許出願に基づく意匠登録出願への出願変更等がなされた場合に仮通常実施権を引き継ぐ必要があると考えられます。	団体 1
9	意匠制度に、現行特許制度同様の仮通常実施権の登録制度を新設すべき。	特許制度と異なり、意匠制度に仮通常実施権の登録対抗制度を導入すると、特許と意匠を組み合わせたライセンスの場合や、特許から意匠への出願変更をした場合に、意匠の仮通常実施権については登録しないと第三者に対抗できなくなってしまう。したがって、仮通常実施権者を適切に保護し、企業の事業活動の安定性、継続性を確保するためには、意匠の仮通常実施権についても当然対抗制度とすることが適切と考えられます。	個人 1

## < II. 紛争の効率的・適正な解決 >

### II - (1) 侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審の取扱い

10	先に確定している意匠権侵害訴訟判決との関係で、確定審決の遡及効又は遡及効に係る主張を制限する方法で制度的手当をするという改正の方向に賛成。また、再審を制限する方法、範囲、具体的な制度設計に係る論点の分析及び制度設計に賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
11	侵害訴訟においては、十分な主張・立証ができない場合が多いことや、侵害訴訟と無効審判が併存しているときには、裁判所の審理は中止した上で、特許庁の審理を優先し、裁判所の審理を考慮して進行すべきであること、真実の発見が必要であること等からすると、再審を制限すべきではない。	意匠権侵害訴訟において、当事者は、意匠権の有効性について攻撃防御を尽くす機会と権能が与えられているにもかかわらず、後の無効審判の結果によって確定した判決が覆り得る制度自体が、意匠権侵害訴訟の紛争解決機能、企業経営の安定性等の観点から問題であるため、再審自体を制限することが適切と考えております。	個人 1

### II - (2) 無効審判の確定審決の第三者効の在り方

12	意匠法第52条において準用する特許法第167条に規定される無効審判の確定審決の効力のうち、第三者効を廃止することに賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 個人 1
----	--	---------------------------	--------------

## < III. 権利者の適切な保護 >

### III - (1) 冒認出願等に関する救済措置の整備

13	冒認・共同出願違反について、真の権利者が出願したか否かにかかわらず、意匠権設定登録後に、意匠権の移転請求を認める制度を導入することに賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 個人 1
----	---	---------------------------	--------------

14	関連意匠に関し、本意匠及びすべての関連意匠が冒認等である場合に移転請求を認めるとすることに賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
15	真の権利者は、模倣盗用により他人に冒認出願されることに注意するべきであり、また、必要であれば後願であっても出願を行うべきである。これを怠った者に移転請求を認め救済するのは好ましくない。	近年、デザイン製作における協業の重要性が増している中、意匠は物品の外観であり冒認等の被害を受けやすい性質がある等の事情を踏まえると、真の権利者を救済する必要性は高いと考えられます。	個人 1
16	意匠権設定登録前については、現在の実務では、実質上の移転請求が可能ではあるが、明確な法的根拠はない。意匠権設定登録前の特許を受ける権利の段階でも、移転請求を認める方がよいのではないか。	現行法の下でも、真の権利者は、意匠登録を受ける権利の存在を確認する判決をもって単独で出願人名義変更手続を行うことが可能であることから、意匠法に明文で移転請求を認める必要性は高くはないと考えられます。	団体 1 個人 1
17	設定登録前における第三者についても、設定登録後と同様に法定実施権を認める等、何らかの保護を検討する必要があるのではないか。	意匠権設定登録前は意匠権の成立について未確定な状況である以上、第三者にとって、自らが意匠を独占できないことや、先願の他者によって同一又は類似の意匠を独占される可能性があることは、想定できる範囲のものであると考えられます。このことを踏まえれば、設定登録前については、第三者に保護を認める必要性は必ずしも高くはないと考えられます。	団体 1

#### <IV. ユーザーの利便性向上>

##### IV-（１）権利の回復規定の見直し

18	登録料の追納による権利の回復規定の要件の緩和について、特許制度同様の救済手続を導入することに賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
----	---	---------------------------	------

##### IV-（２）意匠登録料の見直し

19	後年度の意匠登録料の負担を軽減することに賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
20	公的機関の研究成果による意匠の活用を図るため、大学等への登録料の減免措置の導入を希望する。	意匠制度においては審査請求制度がなく、低廉な出願料のみで権利化できるため、現時点では後年度負担に関するご要望が強い状況にございます。特許特別会計における受益者負担及び収支相償の原則の下、特許料金は中長期的に行政経費を支弁する水準に設定されるところ、特許庁は様々な審査処理促進策や効率化を進めており、意匠制度についても、ご要望及び特別会計の運営状況等を踏まえながら、検討してまいります。	個人 1

#### <その他>

21	意匠制度小委員会の委員の人選について、今回の検討内容は実務に深く関わることから、実務経験の豊富な弁理士を増やすべき。	委員については、デザインの創作や保護に関わる様々な立場のバランスを考慮し、学識経験者、弁護士、弁理士、企業関係者、デザイナー等の方に御就任いただいております。	個人 1
----	--	---	------